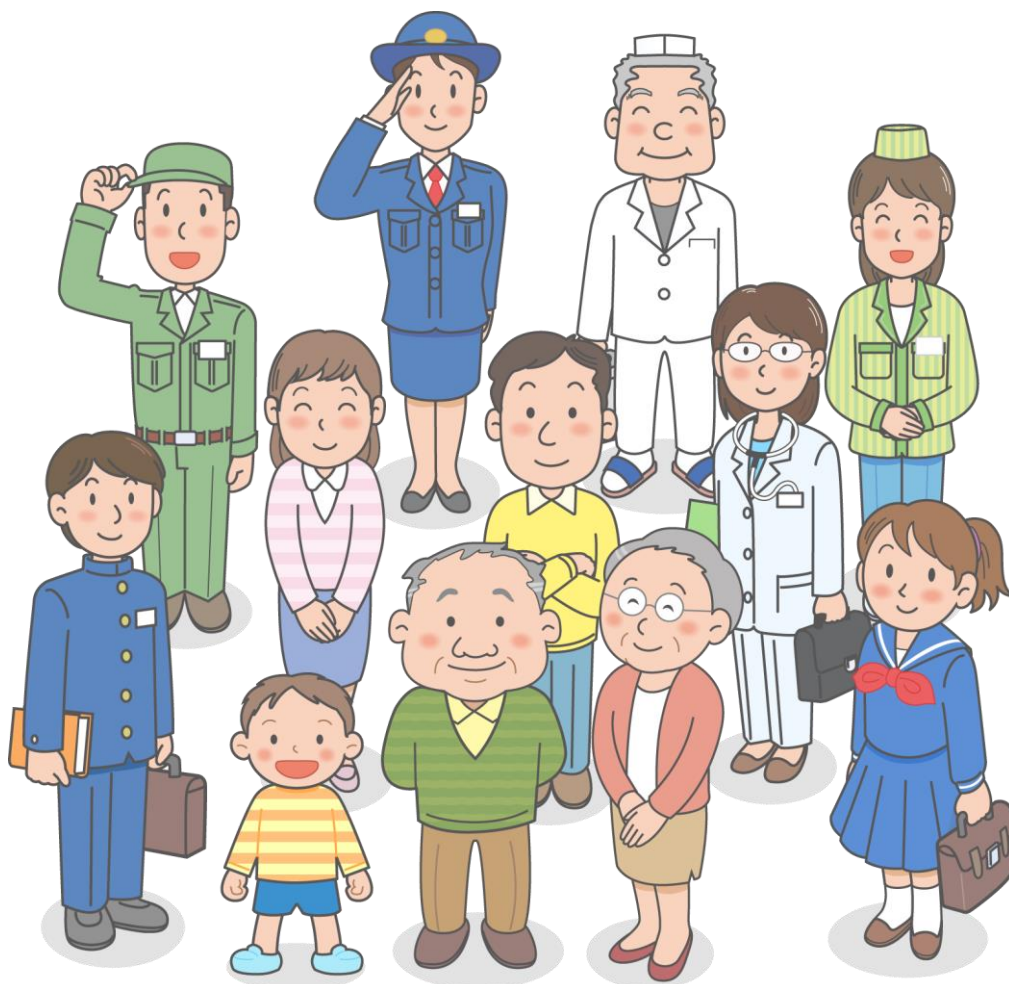


○○○○○○
○○○○ (愛称募集)



高齢者が尊厳を保ち、安全・安心に健康で
多様な暮らし方ができる支え合いのまちづくり

計画の名称について・・・

「〇〇〇〇」という愛称には〇〇〇〇という意味（想い・願い）が込められており、市民等からの応募の中から選ばれました。

計画の基本理念

高齢者が尊厳を保ち、安全・安心に健康で 多様な暮らし方ができる支え合いのまちづくり

「地域」とは、介護が必要となっても、認知症があってもなくても、誰もが尊重、包摂されながら、その人らしい生活を実現できる基盤であることが大切です。本市では、地域がこうした基盤となるよう、介護予防、高齢者の生活支援、認知症対策、医療と介護の連携、住まいなどの施策を展開し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

また、地域共生社会に謳われる「『支える側』、『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていく」ことは、介護予防・認知症予防などにも寄与することが期待され、言い換えれば、地域包括ケアシステムの構築は地域共生社会の実現において不可欠な取組です。

行政、多様な専門機関や地域団体、事業者、さらに市民がこの理念を共有し、それぞれが主体的に関わり、連携、協働しながら、理念の実現を目指しましょう。

目次

- 2 計画の基本理念
- 5 計画の位置づけ・計画の期間
- 6 本計画について
- 7 本計画における取組の方向性
- 11 介護保険事業等の今後の見込み（介護保険料等）
- 14 計画の進行管理及び推進
- 13 おわりに（冊子・窓口の紹介等）

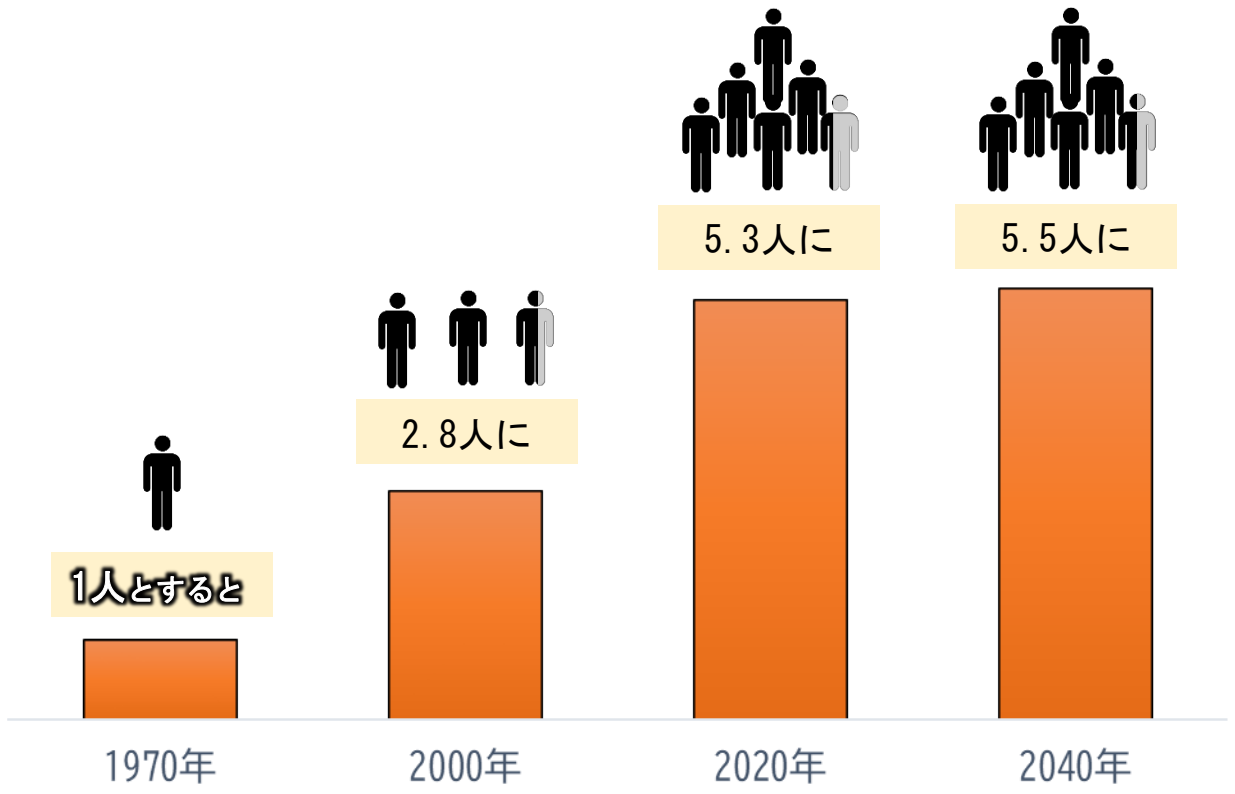


尼

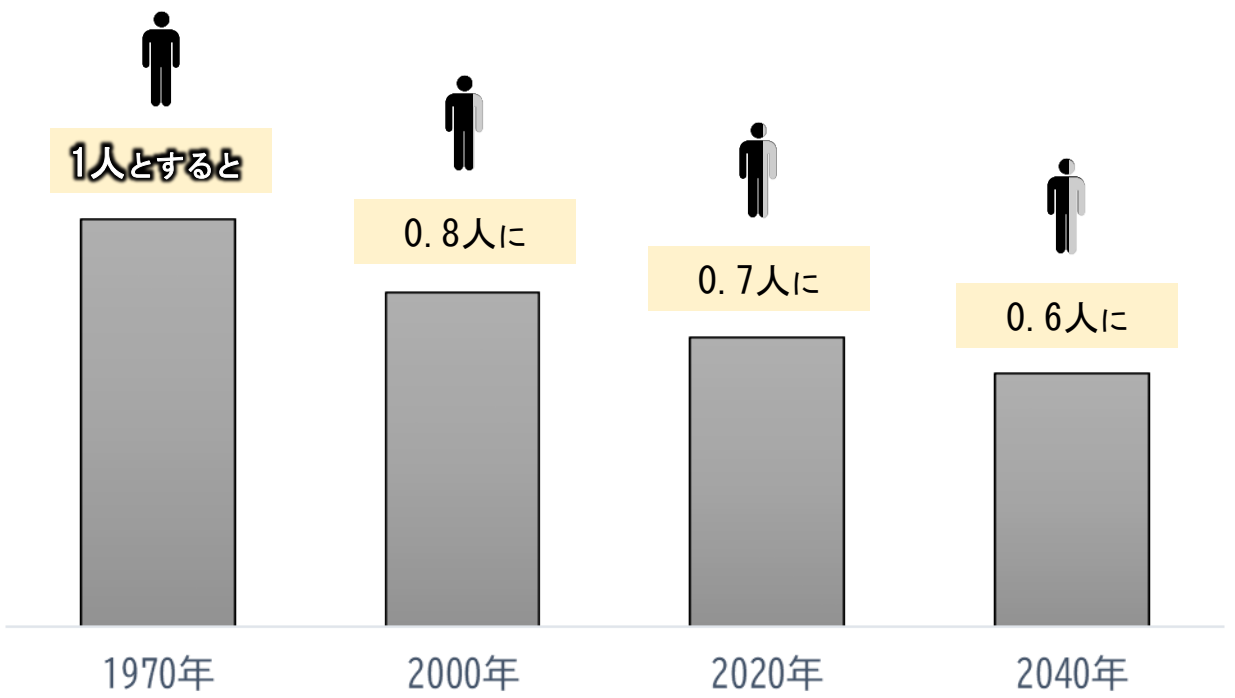
崎市のこれまでの50年とこれからの20年

(問題です) 下の「A」「B」は、高齢者人口(65歳以上)と生産年齢人口(15歳から64歳)のいずれかをあらわしています。高齢者人口についてあらわしているのはどちらでしょうか。

A



B



4

正解は…

A

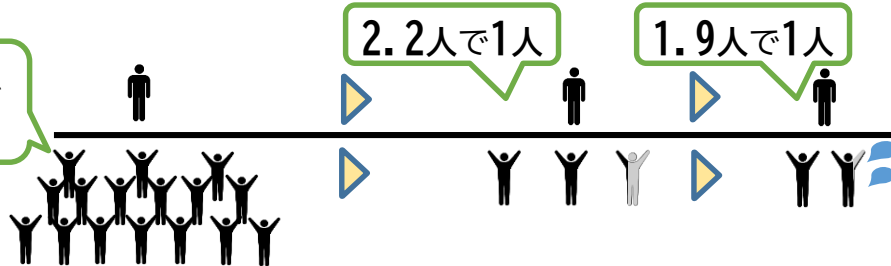
でした。

A

65歳以上



16人で1人を支える



B

15歳～64歳



高齢者が占める割合も増加 (高齢化率)

4.3% 14.9% 27.6% 31.2%

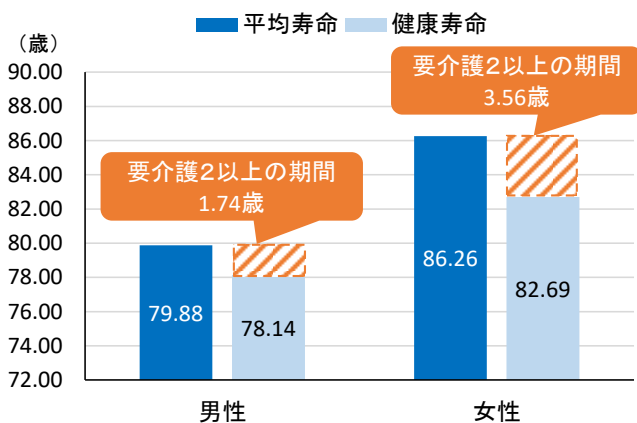


人口の「将来の見込み」というのはほぼ100%そのとおりとなる数値※ですが…

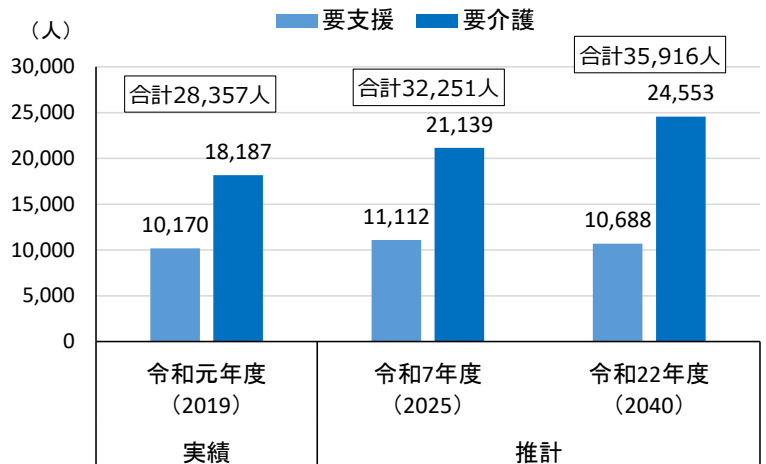
※社会的な増減がない場合

これからの過ごし方によってより良い方向に向かうものもあります！

尼崎市の健康寿命



尼崎市の要支援・要介護者数のこれからの見込み



出典：兵庫県における健康寿命の算定結果(H27) ※H29.10月末公表

※グラフについて：1970年は国勢調査の人数（千人単位）、2000年以降は住民基本台帳に基づく人数です。



人口の将来の見込みは変わらないけど、健康寿命は変わる?? つまりどういうこと?

私達が高齢者数が最も多くなる2040年に向けて考えないといけないことはなんでしょう
か。
一緒に考えてみましょう。



今後、高齢者（65歳以上）が増え、が生産年齢人口（15～64歳）が急減する未来はか
ならずやってきます。



しかし、「自らが健康でいられる期間」や「自分が過ごすまちの姿」という
のはこれからの健康づくりや地域のあり方によって大きく変わる可能性を秘めていま
す。



そのため、
これから市民・事業者・行政などさまざまな主体が「健康寿命の延伸」や「充実した
サービスを利用できるまちづくり」などに取り組んでいけるよう、
『〇〇〇〇（計画名）』を策定しました。



計画の位置づけ・・・

本計画は尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画」や福祉の基盤的計画である「あまがさきし地域福祉計画」と理念等の共有を図るとともに、本計画の内容はその他の関連計画などとも整合性を図ることとします。なお、本計画は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画で構成しています。また、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づく市町村整備計画及び健康増進法に基づく健康増進事業の内容も含んでいます。

計画の期間・・・

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。
なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、実態が本計画と乖離し、著しく供給量が不足する場合などには、必要に応じて、計画の見直しを行うことがあります。

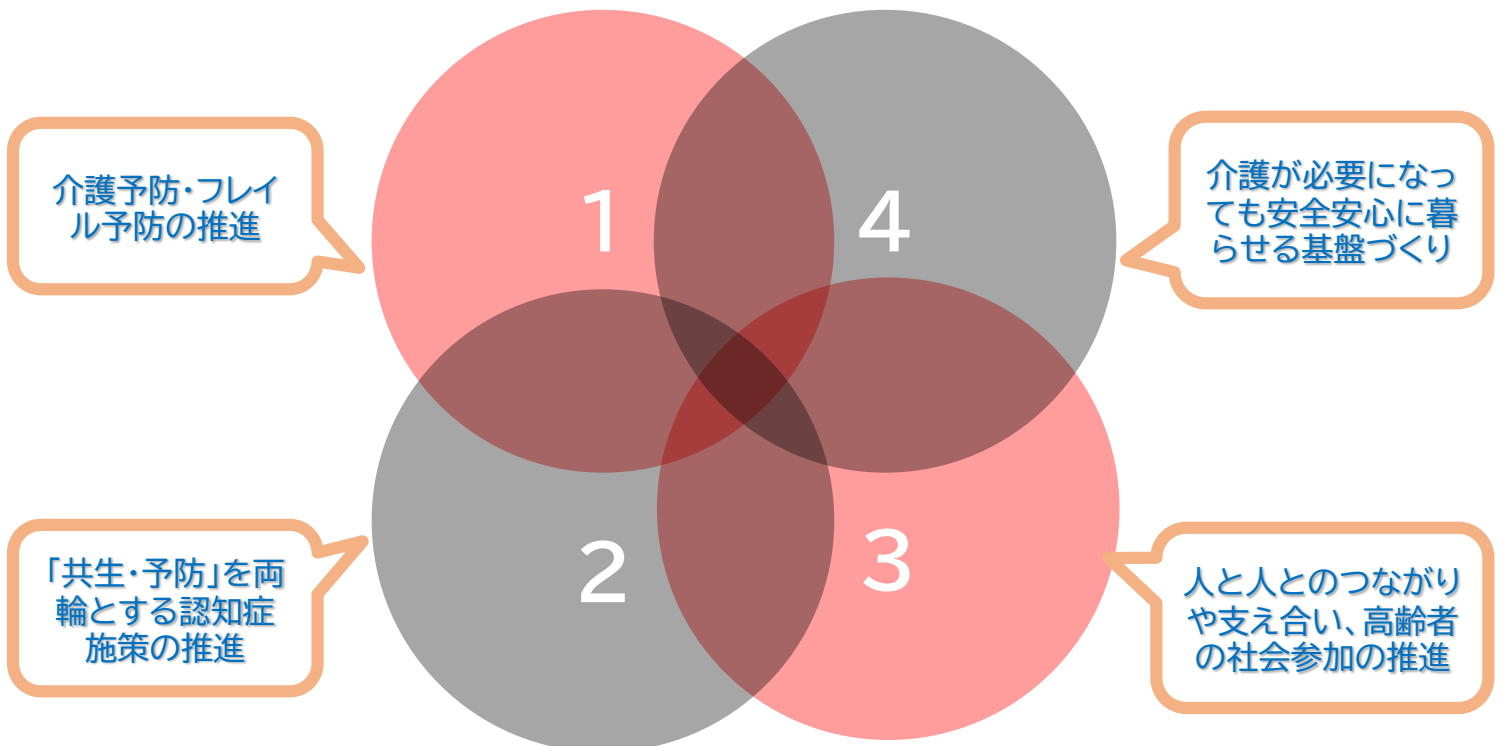


基本目標

前期計画（第7期）において設定した、団塊の世代が後期高齢者となる、2025年に向けた中期的な目標です。

- 1 高齢者の尊厳の確保と権利擁護
- 2 健康づくりと介護予防の推進
- 3 高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実
- 4 多様な専門機関や団体などによる支援体制の構築
- 5 助け合い、支え合いの推進
- 6 生きがいづくり、社会参加の促進
- 7 高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営

本計画期間である令和3年度から令和5年度においては次の**4つのテーマ**に取り組みます。



4つのテーマはそれ自体がそれぞれ独立したものではなく、重なり合い、それぞれが互いに影響しあうなかで、基本理念の実現に向かっていくものです。

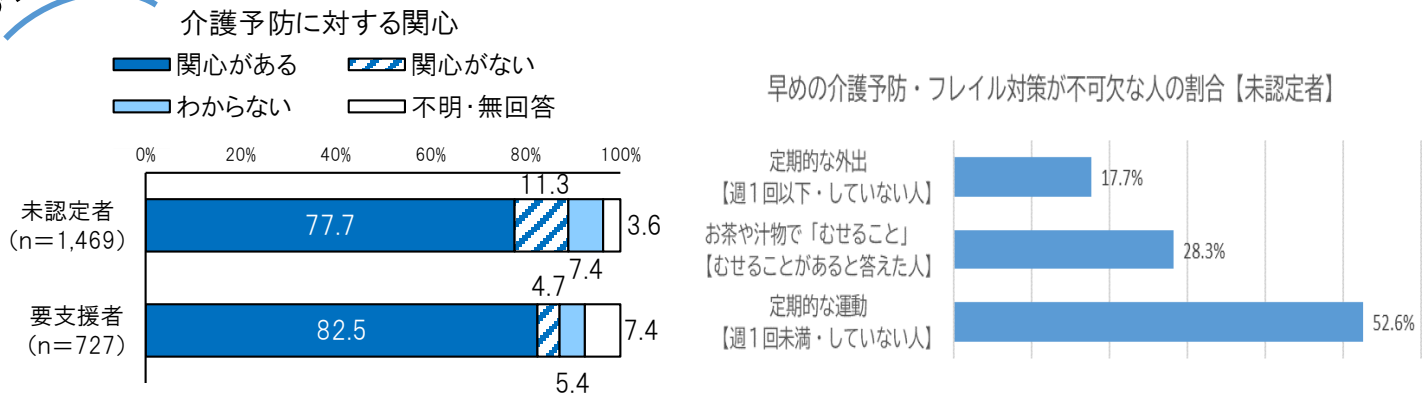
テーマ1

介護予防・フレイル予防の推進

アンケートでは約8割の人が介護予防に関心があると答えており、自らの健康については非常に関心の高い事として受け止められています。そうした中において、早めの介護予防・フレイル対策が欠かせない人も少なからずいます。

これまで、第7期計画においてもいきいき百歳体操やリハビリテーション専門職等との協働による介護予防の推進に取り組んできましたが、引き続き推進する必要があります。

アンケート結果



本計画では



介護予防への関心だけでなく、やってみよう・続けようとする市民が増えるよう、また、口腔栄養・運動・社会参加の重要性をさらに訴求するために、次のことに取り組みます。

- 自ら実践できるフレイル予防策を網羅した「介護予防・重度化防止ハンドブック」やその動画などを用い、医療・介護関係者との協働で介護予防に関する市民啓発を進めます。
- 地域住民が実践する介護予防・フレイル対策・地域デビューできる場などを紹介する「シニア元気アップパンフレット」の定期的な発行（年1回）や、「シニア情報ステーション」と位置付けた薬局やスーパーなど高齢者が普段よく行く店舗にてこれら冊子の情報発信や支援先へつないでいただくなど、地域に根ざす多くの方の連携により高齢者の社会参加を促します。
- 後期高齢者層が中心の活動（いきいき百歳体操など）に対し、口腔栄養などフレイル予防策を強化し活動団体の増加や継続意欲を高めます。また、健康維持のためにご自身の嗜好を反映しやすい前期高齢者層に対し、市民フレイルサポーターがフレイル状態をチェックする催しを定期的に様々な個所で開催するなど、市民どうしてフレイル予防策を学び合う活動を進めます。
- フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成や介護予防のリーダー育成など、通いの場の活動を支援します。
- 医療情報等の分析結果に基づき、脳卒中等発症リスクの高い高齢者への個別支援を行うなど、保健事業と介護予防を一体的に実施します。
- ケアマネジャーの介護予防ケアマネジメント力向上の支援について、気付き支援型地域ケア会議の効果をもさらに高めるために、ケアマネジャーが支援対象者の自宅でアセスメントを行う際に、必要に応じてリハビリテーション専門職が同行し、ケアマネジャーに助言する仕組みを導入します。

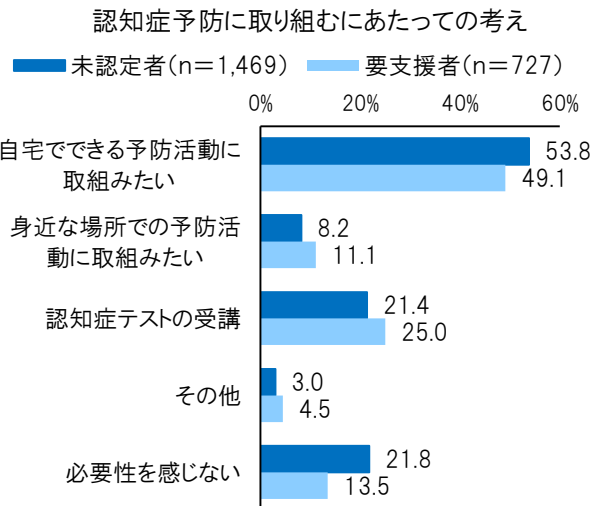
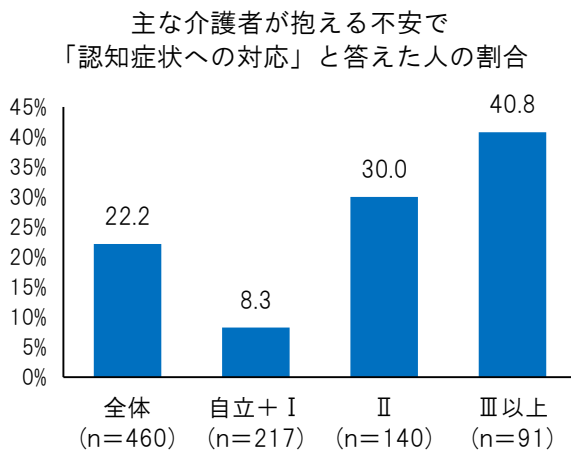
	取組を図る指標	現状 (R1)	目指す方向	目標値 (R4) ※R5に評価
1	介護予防体操の登録者数 (介護予防対策事業)	3,540 人	↑	5,040 人
2	自分が健康であると感じている高齢者の割合	64.7 %	↑	72.9 %

『共生・予防』を両輪とする認知症施策の推進

アンケートでは認知症高齢者本人の認知症状が進行するにつれて、不安を抱える介護者が増えているほか、高齢者の約6割が何らかの認知症の予防活動に取り組みたいと答えているなど、認知症については非常に関心の高い事として受け止められています。

これまで、第7期計画においても認知症カフェへの支援や認知症みんなで支えるSOSネットワークの構築などさまざまな取組を進めてきましたが、引き続き推進する必要があります。

アンケート結果



本計画では



認知症の正しい理解が進み、早期発見、早期対応につながるよう、認知症の人やその家族が安心して、できるだけ長く住み慣れた地域で暮らすことができるよう、次のことに取り組めます！

- **（認知症に対する普及・啓発）** 「認知症あんしんガイド」を定期的に更新し、市政出前講座等を通じて普及させるなど、認知症への正しい理解や認知症本人と家族が安心して暮らせる各種取組の周知を強化します。
- **（認知症サポーターの養成）** より多くの認知症サポーター養成を目指すとともに、認知症サポーターと、認知症カフェ等その支援を必要としている団体とをつなぐ仕組みを作り、認知症サポーターの活躍を支援します。また、認知症サポーターが、認知症の方への寄り添い活動を行う、「チームオレンジ」の設置に向けた準備を進めます。（目標2025年度）
- **（認知症カフェ）** 認知症カフェへの運営費助成制度を開設し、認知症の人やその家族が集える場の充実を図ります。また、若年性認知症の方対象の認知症カフェを兵庫県立尼崎総合医療センター認知症疾患医療センターと共に開催し、認知症当事者の意見も反映した事業の構築を進めます。
- **（地域で支えあう力）** 「認知症みんなで支えるSOSネットワーク」について、認知症個人賠償責任保険事業の周知とあわせた更なる事業周知や、発見協力機関の拡大（金融機関 等）を図り、地域の見守り力の強化に努めます。
- **（認知症初期集中支援チームについて、チーム以外の支援機関も交えた支援チームによる支援）** 認知症初期集中事例検討や事例の共有を行うことで、支援機関全体の認知症対応に関するステップアップを図りより良い支援につなげます。
- **（認知症予防の推進）** 健診受診者を対象とした「もの忘れチェック」において認知機能低下が疑われる者への継続的な支援ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、生活習慣病対策や介護予防事業と一体的に認知症予防に関する取組を進めることで、認知症の発症、進行予防に努めます。

取組を図る指標	現状 (R1)	目指す方向	目標値 (R4) ※R5に評価
認知症サポーター数	22,341 人	↑	42,692 人

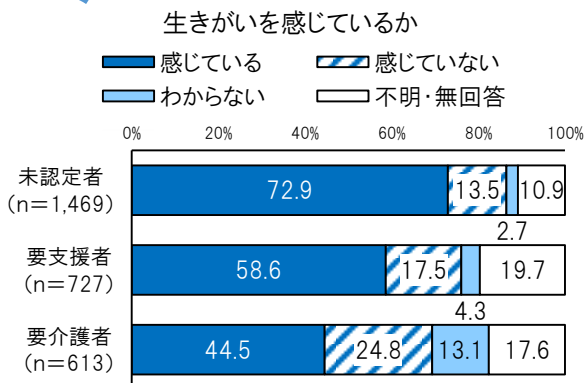
テーマ3

人と人とのつながりや支え合い、高齢者の社会参加の推進

アンケートでは、支え合い活動の意向はあるものの取組に結びついていない状況や、要介護度が高くなるにつれて生きがいを感じている割合が低くなる傾向が伺えます。

これまで、さまざまな取組を進めてきましたが、高齢者の地域での居場所づくり、支え合い活動の組織化や運営支援、といった取組について、第7期計画では課題の残るものとして受け止めていることから、これらの取組を一層推進する必要があります。

アンケート結果



今後取り組みたい支え合い活動 (ボランティア活動) (トップ3)

	未認定者 (n=355)	要支援者 (n=78)	要介護者 (n=17)
1位	公園や近隣の清掃活動(24.8%)	趣味の集まりの運営(20.3%)	趣味の集まりの運営(17.6%)
2位	趣味の集まりの運営(20.3%)	地域での会食・茶話会運営(14.1%)	福祉施設などの施設でのお手伝い
3位	地域の見回り活動(13.0%)	公園や近隣の清掃活動 地域の見回り活動 児童の登下校時の見守り活動(ともに6.4%)	公園や近隣の清掃活動(ともに11.8%)

本計画では、



地域で支え合いの風土が醸成され、人と人とのつながりが生まれるよう、また、高齢者が単なる受益者ではなく、「支える・支えられる」関係を超え、支え合いの一員となり、日々の生活で生きがいを得ることができるよう、次のことに取り組みます！

- 地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼務）が地域の市民・事業者等の地域福祉ネットワーク会議への参画を進め、また、地域資源を活かした取組を進めていくための情報システムの導入等を行うことで地域の情報・課題を共通理解し、地域福祉活動の組織化を図ります。
- 介護保険事業などの枠組みにとらわれず、自分たちがやりたいことをできる範囲で行うという地域活動の自主性を尊重しながら、地域による支え合い活動が広がるよう、活動団体への支援の充実を図ります。
- 高齢者ふれあいサロンの活動の多様化によりさまざまなニーズに対応するほか、老人クラブの活性化に取り組み、身近な集い場の充実に努めます。
- 老人福祉センターについて、これまで以上に高齢者が利用し、さまざまな交流が生まれ、生きがいづくりや社会参加の場となるよう、栄養や口腔ケアの充実をはじめ介護予防やフレイル予防推進の拠点として位置付けるなど、特色・魅力ある施設としての機能転換に向けた検討を進めます。
- 就労支援、就業体験を通じた取組を中心に老人福祉工場の機能転換を図ることで、多様な就労活動等を推進します。

取組を図る指標	現状 (R1)	目指す方向	目標値 (R4) ※R5に評価
1 高齢者ふれあいサロンの登録者数	2,869 人	↑	4,928 人
2 生きがいを持つ高齢者の割合	66.3 %	↑	75.9 %

介護が必要になっても安全安心に暮らせる基盤づくり

アンケートでは、約7割の高齢者が自宅あるいは介護サービスが受けられる施設で人生最期を迎えたいと答えており、そうした自分らしい生活の実現に向けて、在宅生活を支える医療と介護の連携や、介護保険サービスの基盤整備等に取り組んできました。

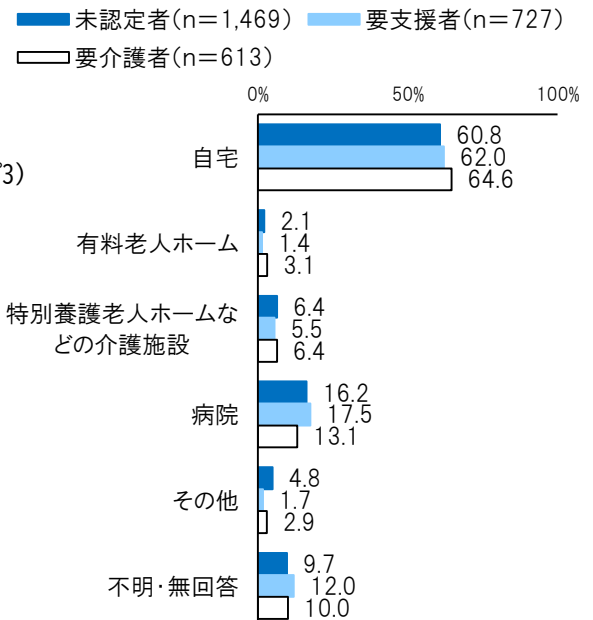
こうした中、介護保険制度の持続可能性を確保していく上で、特に介護人材の確保が急務となっています。人材確保の視点も含めてサービスの基盤を確保するとともに、サービスの質の確保も図る中で、介護が必要になっても安全安心に暮らせる基盤づくりを目指す必要があります。

アンケート結果

介護事業所が人材確保定着で効果が高いと思うもの（トップ3）

	施設・通所系 (n=199)	訪問系 (n=182)
1位	介護人材キャリアアップ研修に対する支援 (39.7%)	介護人材キャリアアップ研修に対する支援 (34.6%)
2位	介護未経験者に対する研修支援(36.2%)	介護未経験者に対する研修支援(33%)
3位	介護実習の受入施設・事業所に対し、円滑化に向けた経費の助成 (31.2%)	若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 (25.8%)

最期に過ごしたい場所



本計画では



自らが望む場所で安全安心に暮らせるよう、高齢者を支える担い手の確保やサービスの基盤確保・質の向上等を図るため、次のことに取り組めます！

- 判断力の低下や意思表示が困難な状況にある高齢者への権利擁護や尊厳を確保する取組を推進します。特に成年後見制度の利用の促進に関する法律の理念に基づき、制度利用推進計画の立案を進めます。
- 特別養護老人ホームなどの整備促進を図るほか、有料老人ホーム等への指導・助言、介護相談員の派遣、ケアプラン点検など介護基盤の質と量の確保に取り組めます。また、緊急通報システムの利便性の向上など在宅生活を支える支援の充実を図ります。
- 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、地域包括支援センターの対応力強化を図るとともに、既存の相談支援等の取組を活かしながら、包括的な支援体制づくりの検討を進めます。
- 医療・介護の連携について、高齢者が終末期における暮らし方やケアなど自ら考え家族や医療介護の専門職などと共有し、本人の意思に沿った支援につなげる「人生会議」の取組を引き続き推進します。また、医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」において、医療・介護の専門職が互いに連携し患者・利用者に向き合えるよう連携を促す意識啓発や仕組みづくりなどを進めます。
- キャリアアップのための資格取得支援などを中心に検討し、介護業界外からの人材の参入促進や、介護業界で活動する人の資質向上、処遇や労働環境の改善による人材の定着、などの視点に基づき、介護人材確保の事業展開を図ります。
- 生活支援サポーターについて、新たな取組として、サポーターの雇用意向のある事業所による養成研修を支援するほか、研修修了者の、高齢者の自宅で実際に活動することへの不安感を軽減するために、ホームヘルパーによる実践的な同行支援などを行い、サポーターの就労者数の増加を目指します。
- 災害と感染症に対する備えとして、非常災害用電源設備や換気設備の設置費用の支援を行うほか、実地指導等において必要な助言・指導を行います。また、サービスが継続できるよう、兵庫県と連携しながら、法人を超えた応援体制の構築について取り組めます。

取組を図る指標	現状 (R1)	目指す方向	目標値 (R4) ※R5に評価
1 生活支援サポーター養成研修終了者数	613 人	↑	1,800 人
2 特別養護老人ホーム入所待機者の割合 (要介護3以上)	3.1 %	↓	3.2 %

令和3年度から令和5年度までの総事業費見込額

高齢者人口や要介護等認定者数、介護サービス量の見込み等をもとに算定した3か年の給付費総額は●●●●億円になる見込みです。

(単位:百万円)				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年合計
標準給付費				
居宅サービス(地域密着型サービスを含む)				
施設サービス(地域密着型サービスを含む)				
高額介護サービス費等				
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業				
包括的支援事業・任意事業費				
合計				



例：この計画の重要な役割として、施設などの整備目標や介護保険料を定めることがあります。

介護需要の見込み方 など

保険料の財源内訳
保険料の決まり方 など

居宅サービス、施設・居住系サービスの整備計画

現在の整備状況や、介護需要の今後の見込みを踏まえ、サービスの整備目標を立てました。

居宅系サービス

小規模多機能型居宅介護

(単位：か所、()内は定員)

令和2年度末 累計	◆	令和3年度 整備目標	令和4年度 整備目標	令和5年度 整備目標	第8期計	令和5年度末 累計
17(430)	1(9)	0	1(29)	0	1(29)	19(468)

◆前期公募により既に選定された事業者の数を計上しています。8期計画数には計上していません。

看護小規模多機能型居宅介護

(単位：か所、()内は定員)

令和2年度末 累計	◆	令和3年度 整備目標	令和4年度 整備目標	令和5年度 整備目標	第8期計	令和5年度末 累計
3(64)	0	0	1(29)	0	1(29)	5(93)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(単位：か所)

令和2年度末 累計	◆	令和3年度 整備目標	令和4年度 整備目標	令和5年度 整備目標	第8期計	令和5年度末 累計
4	0	0	1	0	1	5

施設・居住系サービス

(単位：か所、()内は定員)

	令和2年度末 累計	◆	令和3年度 整備目標	令和4年度 整備目標	令和5年度 整備目標	第8期計	令和5年度末 累計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	25(1,757)	1(100)	1(100)	2(58)	0	3(158)	29(2,015)
介護老人保健施設	13(1,154)	0	1(15)	0	0	1(15)	13(1,169)
介護医療院	0	1(48)	1(144)	1(48)	0	2(192)	3(240)
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	14(967)	0	1(100)	1(100)	0	2(200)	16(1,167)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	28(485)	1(18)	1(18)	1(18)	1(18)	3(54)	32(557)

※ 介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護については、地域密着型施設を含みます。

※ 介護老人保健施設は増床整備を計画しているため、施設数に変更はありません。

※ 特定施設入居者生活介護には養護老人ホームに併設の特定施設(1施設50床)は含みません。

◆ 前期公募、協議により既に選定された事業者の数を計上しています。8期計画期間中に開設ですが、8期計画数には計上していません。

第8期の介護保険料（現在は第7期計画のものが入っています。）

所得段階及び保険料

段階	対象者	保険料率	保険料年額	保険料月額
第1段階	①生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者 ②世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ③世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の人	0.500	38,472円	3,206円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.685	52,707円	4,392円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が120万円超の人	0.750	57,708円	4,809円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯員に課税者がいる場合で、本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250円	5,771円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯員に課税者がいる場合で、本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	76,944円	6,412円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.200	92,333円	7,694円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	100,027円	8,336円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.500	115,416円	9,618円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.700	130,805円	10,900円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	140,423円	11,702円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	150,041円	12,503円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	2.075	159,659円	13,305円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1000万円以上1200万円未満の人	2.200	169,277円	14,106円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1200万円以上の人	2.325	178,895円	14,908円

※保険料月額は、年額を12か月で割った額(円未満四捨五入)で、目安です。

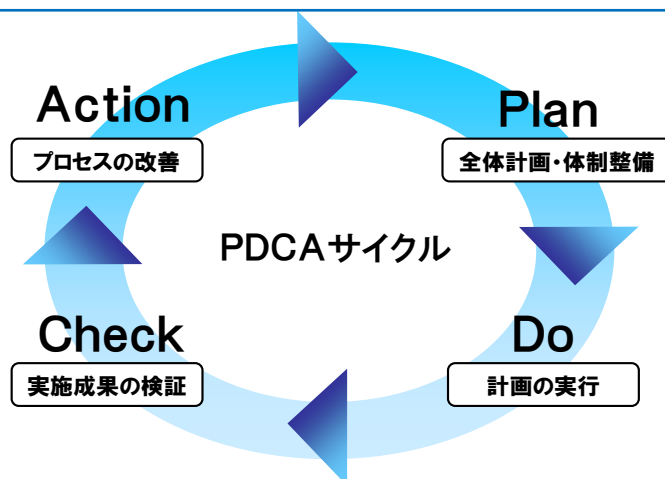
なお、費用負担の公平化に伴う「低所得者の第1号保険料の軽減強化」については、第1段階において第6期計画と同様に実施します。これに伴う第1段階の第1号保険料は次のとおりです。

	軽減前		軽減後	
	保険料率	保険料月額	平成30～32年度	
			保険料率	保険料月額
第1段階	0.5	3,206円	0.45	2,885円



計画のPDCAサイクル

計画を着実に推進するためには、毎年度、施策や各事務事業について、適切に評価、進行管理を行う必要があります。そのため、計画の進行管理については、社会福祉法に基づき設置している尼崎市社会保障審議会の高齢者保健福祉専門分科会の意見を聴き、計画における取組を適宜点検するとともに、取組の改善を図るなど、高齢者施策の適切な実施につながるよう進めていきます。



※本計画の進行管理にあたっては、市総合計画に定める展開方向（下記）に基づき、総合計画の進行管理を行う施策評価とも連動させて実施します。

I 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。

評価にあたっての指標	
A	生きがいを持つ高齢者の割合
B	介護予防体操の登録者数（介護予防対策事業）
C	自分が健康であると感じている高齢者の割合
D	高齢者ふれあいサロンの登録者数

II 福祉サービスの充実と、地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。

評価にあたっての指標	
A	生きがいを持つ高齢者の割合
B	介護予防体操の登録者数（介護予防対策事業）
C	自分が健康であると感じている高齢者の割合
D	高齢者ふれあいサロンの登録者数
E	生活支援サポーター養成研修修了者数



開始から20年。 介護保険制度について

介護保険制度は、本人の有する能力に応じ、自らがその維持向上に努める中で、自立した日常生活を送ることを可能とすることが制度の根底にあります。

こうした前提がある中で、残存能力を活かし、自立（自律）した生活を送ることが、介護予防・重度化防止につながり、そうした生活を契機に、人や社会とつながり、新たな生きがいや役割が生まれることが期待されます。

介護が必要であっても、認知症があってもなくても、こうしたことは誰にも当てはまることであり、人生のどの段階においても、必要な支援を受けながら、自分らしい生活の実現をひとり一人が大事にして欲しいと願います。

「介護予防に取り組みたい」、「自分の暮らしを支えてくれるサービスが利用したい」など、高齢者に関するご相談は、市内12か所にある「地域包括支援センター」へお寄せください。

高齢者やそのご家族にとって、地域の身近な相談窓口である「地域包括支援センター」の連絡先については以下のとおりです。
(お住まいの地域を担当する地域包括支援センターまでお問い合わせください。)

〔中央東〕地域包括支援センター

東本町 4-103-11 (特別養護老人ホームほがらか苑内)
電話：06-4868-8300 FAX：06-4868-8303

〔中央西〕地域包括支援センター

神田中通 9-291 (ナニワ診療所内)
電話：06-6430-5615 FAX：06-6414-1401

〔小田南〕地域包括支援センター

金楽寺町 2-7-7 (喜楽苑地域ケアセンター「あんしん24」1F内)
電話：06-6488-0180 FAX：06-6488-0190

〔小田北〕地域包括支援センター

瀬江 1-15-2-120 (尼崎中央病院北東)
電話：06-6498-5111 FAX：06-6492-1100

〔大庄南〕地域包括支援センター

大庄西町 4-3-9 (老人保健施設サンプラザ平成内)
電話：06-6417-0125 FAX：06-4950-4715

〔大庄北〕地域包括支援センター

浜田町 4-5 (ショッピングセンター2階)
電話：06-6430-0511 FAX：06-6430-0512

〔立花南〕地域包括支援センター

大西町 3-17-18 (~あなたの街の相談室~介護と医療の窓口内)
電話：06-6428-7112 FAX：06-6423-0130

〔立花北〕地域包括支援センター

富松町 3-3-6 (デイサービスセンター南野の庭内)
電話：06-6422-3333 FAX：06-6422-0025

〔武庫東〕地域包括支援センター

南武庫之荘 1-25-18 (阪急武庫之荘駅南西)
電話：06-4962-5308 FAX：06-4962-5309

〔武庫西〕地域包括支援センター

武庫元町 1-26-3 (武庫元町商店街西武庫交番東)
電話：06-6438-3955 FAX：06-6438-3956

〔園田南〕地域包括支援センター

小中島 2-10-20 (特別養護老人ホーム園田苑南西)
電話：06-6494-8087 FAX：06-6494-8086

〔園田北〕地域包括支援センター

田能 5-10-25 (特別養護老人ホーム春日苑内)
電話：06-6498-0826 FAX：06-6498-0909



これからの暮らしについて安心して考えていただくために。

「おうちで暮らし続けたい」でもホントに大丈夫？と心配な方に安心して在宅療養について考えていただけるよう、尼崎市医療・介護連携協議会において「[尼崎市在宅療養ハンドブック](#)」を作成しています。最期まで自分らしく暮らし続けるために、また、ご家族や周囲の人などと自分らしい暮らしを共有するために、ぜひご覧になってみてください。



もの忘れが気になっている方、認知症と診断された方やそのご家族の方に向けて、「[尼崎市認知症あんしんガイド](#)」を作成しています。また、本書は認知症と診断されたばかりの方の気持ちについて触れています。支援者の方も含め、ぜひご覧になってみてください。



介護保険のサービスってどんなもの？

デイサービスセンターで、食事、入浴などの支援や生活向上のための支援を通所して受ける[通所介護](#)、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う[訪問介護](#)、施設に入所して日常生活上の支援や介護を受ける[特別養護老人ホーム](#)など、状況に応じて様々なサービスを利用することができます。



※詳しくは、尼崎市パンフレット「[新しくなったいきいき介護保険](#)」をご覧ください。
※また、いつまでも、心と体の健康を維持するために作成された、「[介護予防・重度化防止ハンドブック](#)」においても、実際にサービスを利用して健康を維持されている方の体験記について、紹介されています。

冊子の配布場所

尼崎市役所介護保険事業担当課／各地域包括支援センター／保健福祉センター（南北）など
または市ホームページからご覧いただけます。
※いきいき介護保険は窓口配布のみ

在宅療養ハンドブック
認知症あんしんガイド
介護予防 ハンドブック

検索

この計画の「解説版」については、市ホームページからご覧になれるほか、市役所高齢介護課の窓口でもお配りしています。（部数に限りがございます。）



問い合わせ先
（尼崎市高齢介護課）

情報を探す

〇〇〇〇 解説版 検索 HP 1021995 表示